

国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>○国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則 (平成16年4月7日16経教細則第5号)</p> <p>改正 平成18年4月1日 18細則第9号 平成20年7月7日 20細則第8号 平成22年4月1日 22細則第3号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 広報・国際担当副学長 (2) 教育研究評議会から選出された教育研究評議員を兼ねる副部局長 2人 (3) 農学研究院及び工学研究院から選出された教員 各1人 (4) 工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教員 各1人 (5) 連合農学研究科から選出された本学の教員 1人 (6) <u>国際センター長</u>及び国際センターから選出された教員 1人 (7) 学務部長及び研究国際部長 (8) その他次条に規定する委員長が必要と認めたる者</p> <p>2 前項第3号から第6号(<u>国際センター長</u>を除く。)まで及び第8号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第12条 省略</p> <p>附 則 省略 附 則 省略 附 則 省略 附 則 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略(現行どおり)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 広報・国際担当副学長 (2) 教育研究評議会から選出された教育研究評議員を兼ねる副部局長 2人 (3) 農学研究院及び工学研究院から選出された教員 各1人 (4) 工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教員 各1人 (5) 連合農学研究科から選出された本学の教員 1人 (6) <u>国際センター副センター長</u>及び国際センターから選出された教員 1人 (7) 学務部長及び研究国際部長 (8) その他次条に規定する委員長が必要と認めたる者</p> <p>2 前項第3号から第6号(<u>国際センター副センター長</u>を除く。)まで及び第8号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第12条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり) 附 則 省略(現行どおり) 附 則 省略(現行どおり) 附 則 省略(現行どおり) <u>附 則(25細則第7号)</u> <u>この細則は、平成25年4月1日から施行する。</u></p>	

別表

学生交流小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条第1項第2号の委員 1人</li> <li>・第3条第1項第3号の委員</li> <li>・第3条第1項第4号の委員</li> <li>・第3条第1項第5号の委員</li> <li>・第3条第1項第6号の委員 1人</li> <li>・<u>研究国際部国際交流課長</u></li> <li>・その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の海外派遣に関すること。</li> <li>・留学生の受入れに関すること。</li> <li>・国費留学生(大学推薦)等の選考に関すること。</li> <li>・留学生の学習及び生活支援に関すること。</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>
----------	--	--

別表

学生交流小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条第1項第2号の委員 1人</li> <li>・第3条第1項第3号の委員</li> <li>・第3条第1項第4号の委員</li> <li>・第3条第1項第5号の委員</li> <li>・第3条第1項第6号の委員 1人</li> <li>・<u>研究国際部長</u></li> <li>・その他小委員会が必要と認められた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の海外派遣に関すること。</li> <li>・留学生の受入れに関すること。</li> <li>・国費留学生(大学推薦)等の選考に関すること。</li> <li>・留学生の学習及び生活支援に関すること。</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>
----------	---	--